

# くらしの税情報

問い合わせ先

税務課 ☎40 - 5554

## 平成19年度固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書について

平成19年度固定資産税・都市計画税の納税通知書は5月中旬に発送します。所有物件数（土地の筆数、家屋の棟数）が多い方は、納税通知書の他に課税明細書が数通送付される場合がありますので、ご確認願います。

平成19年度固定資産税・都市計画税の全期前納分と第一期分の納期限は5月31日（木）です。

口座振替を依頼されている方は、振替日の前日までに預金残高の確認をお願いします。

## 資産税に関する Q & A

(質問)

(答え)

**Q** Aさんは、平成19年3月に土地・家屋を、Bさんに売りました。平成19年度の固定資産税は誰に課税されますか？

**A** Aさんに課税されます。

固定資産税は1月1日現在の登記簿上の所有者に、1年分（月割課税ではありません）を課税する税金です。このため、年の途中で売った場合であっても、1月1日現在の所有者に対し、当該年度の固定資産税を課税することになります。

1月1日現在の所有者に課税



**Q** 平成15年8月に木造2階建て住宅を新築しましたが、平成19年度分からの固定資産税が高くなるって、本当ですか？

**A** 新築した家が一定の要件にあたる時は、居住部分120㎡までの税額が課税されることになった年度から3年度分に限り、固定資産税額（家屋分）が2分の1に減額される特例があります。

あなたの場合、H16・17・18年度分については、この特例に該当し減額されていましたが、平成19年度分からこの特例による減額がなくなります。なお、3階以上の中高層耐火住宅については、一定の要件にあたる時は5年間に限り、同様の減額措置があります。

（平成19年度に減額期間が終了される方には、納税通知書とは別にハガキで通知します。）



**Q** 固定資産の名義を変えるには、どんな手続きが必要ですか？

**A** 固定資産税は、毎年1月1日現在の登記簿上の所有者に課税されますので、固定資産の名義を変えたい場合は、法務局（登記所）で所有権移転登記等の手続きをとっていただくことになります。

この場合、法務局から市役所に通知がきますので、特に市役所への連絡は必要ありません。ただし、登記されていない家屋につきましては、法務局からの通知がありませんので、直接、市役所税務課で名義変更の手続きをしてください。



## 平成19年度軽自動車税納税通知書について

平成19年度軽自動車税の納税通知書は5月中旬に発送します。

平成19年度軽自動車税の納期限は、5月31日（木）です。

口座振替を依頼されている方は、振替日の前日までに預金残高の確認をお願いします。

## 軽自動車税の減免申請について

### 減免対象軽自動車

- ・身体障害者、精神障害者が自ら使用する軽自動車
- ・身体障害者、精神障害者のために生計を一にする方が使用する軽自動車
- ・構造が身体障害者等の利用に供するものである軽自動車

軽自動車の減免申請は、昨年度以前減免を受けた方でも毎年申請することが必要となります。

普通自動車で減免を受けている場合は、軽自動車で減免を受けることはできません。

（障害者1人につき、1台の減免が可能です）

### 持参していただく物

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、運転する方の免許証、車検証のコピー、納税通知書、印鑑

### 申請期間

5月15日(火)~5月24日(木) (土・日・祝日を除く)

### 申請場所

下野市役所 国分寺庁舎1階 税務課 (申請書は、税務課に備えてあります)

## 間もなく車検を受ける車の軽自動車税を口座振替されている方へのお願い

軽自動車税を口座振替されている方への車検用納税証明書の送付は、毎年6月20日頃となります。車検は、車検有効期限の1か月前から受けることができます。誠に恐れ入りますが、車検有効期限が平成19年5月31日から6月20日頃の場合、平成18年度の車検用納税証明書（証明書の有効期限：平成19年5月30日）で5月30日までに車検を行ってください。なお、平成19年度車検用納税証明書（証明書の有効期限：平成20年5月30日）は、金融機関からの収税処理が確認され次第、各庁舎市民課窓口にて申請により無料で発行することができます。

## 平成19年度 納税ごよみ

税目 \ 納期	4月	5月 (5/31)	6月 (7/2)	7月 (7/31)	8月 (8/31)	9月 (10/1)	10月 (10/31)	11月 (11/30)	12月 (12/25)	1月 (1/31)	2月 (2/29)	3月
市県民税 (普通徴収)			1期 前納		2期		3期		4期			
固定資産税 都市計画税		1期 前納		2期				3期		4期		
軽自動車税		1期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

## \* 市税等の納付は便利な口座振替で！

納期を忘れて、納めるのに金融機関に出向いたりする必要がないので、忙しい人・不在がちな人には大変便利です。下記取扱い金融機関窓口でお申込みください。

足利銀行

足利小山信用金庫

宇都宮農業協同組合

郵便局

栃木銀行

三井住友銀行（介護保険料を除く）

小山農業協同組合